

## 小・中学校適正規模検討委員会設置要綱

(小規模小・中学校における望ましい教育環境確保のために)

山梨県教育委員会

### 1 (目的)

少子化や過疎化の進行により，県内の小・中学校の小規模化が進んでいくことが懸念されるなか，教育効果の面から，学級や学校を組織する集団として望ましい小・中学校の適正規模について検討し，その検討結果について取りまとめ，市町村教育委員会に提示していくことを目的とする。

### 2 (委員)

小・中学校適正規模検討委員会の委員(以下「委員」という。)は，学識経験者(1名)，市町村教育委員会関係者(4名)，学校関係者(4名)，保護者(2名)，事務局(2名)をもって構成する。

### 3 (任期)

委員の任期は，委嘱及び任命の日から平成19年3月末日までとする。

### 4 (委員長)

小・中学校適正規模検討委員会(以下「検討委員会」という。)に，委員長1名を置く。委員長は，委員の互選により選出する。委員長は，会務を掌理し，これを代表する。

### 5 (会議)

会議は必要に応じ山梨県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が招集する。概ね年間5回程度とし，報告書の作成をもって最終とする。

### 6 (ワーキンググループ)

検討委員会は，検討に際して基礎資料の収集等を行うとともに，検討テーマや視点を整理するため，ワーキンググループを置くこととする。

### 7 (ワーキンググループ構成員)

ワーキンググループは，義務教育課，総務課及び各教育事務所の職員をもって構成する。

### 8 (ワーキンググループ作業内容)

ワーキンググループは，検討委員会における検討に向け，学級・学校規模や児童生徒数の推移などの基礎資料を収集したり，検討テーマや視点に関わる学校現場の実情などについて調査し，検討委員会に報告する。

### 9 (謝金及び旅費)

県の規定により，謝金及び旅費を支給する。支給は，その都度の口座振込みとする。